

役員を選出について

《規約》

① 会長・副会長

理事会において選出し、
総会の承認を得る。

② 監事

③ 幹事

④ 母親委員

会長が委嘱する。

① 委員長・副委員長

前年度役員で
候補者を選出し、
学年総会の承認を得る。

② 幹事

③ 委員（学年 9 人）

会員の互選による。

④ 監事

会員で委嘱し、
学年総会の承認を得る。

⑤ 部長・副部長

部員の互選による。

☆規約では、上記のようにしているが、コロナ対応の緊急時のため、部分的に特別な方法で対応。

《内規》

令和3年度

- ◎ 各学年で工夫して行うものとする。
- ◎ 子ども一人につき1回は役員をつとめることを原則とする。
- ◎ 各学年で、前年度役員が選出に当たる。

例

- ★ 学年全員が顔を合わせて決める。
- ★ 1年生の役員は、保護者説明会の折りに、地区を考えて選出する。
- ★ 1学年で、全保護者を対象に、役員をできる学年をアンケートでまとめ、その後の役員選出に生かしていく。
- ★ 学年懇談会を開催するなどして、日常的に学年の保護者の親睦を図る。

《具体的な内規》

- ③ 三役、幹事、学年委員長・副委員長、監事、
けやき Fe. 実行委員長・副委員長 の投票を行い、立候補や推薦をもとに、候補者を選出し、理事会において選出し、総会の承認を得る。
- ② 次年度の運営を円滑にするため、学年三役（委員長、副委員長、幹事）のうち一人は、引き続き三役に残ることを原則とする
- ③ 委員、母親委員 の投票を行い、立候補や推薦をもとに、候補者を選出する。
- ④ 専門部では、5年生から部長、6年生から副部長を原則とする。
また、部長は次年度副部長になることを原則とする。
それぞれの学年の部員で互選し、部会の承認を得、その後、学年総会において承認を得る。